

お客様各位

平成26年8月1日

やっと梅雨が明けたと思ったら、記録的な暑さとなるこの夏ですが、皆様方におかれましてはいかがお過ごしでしょうか。

今月は下記の3点をまとめました。

1. 今月の税務～夏商戦の注意点
2. 平成26年度税制改正の追加説明
3. 労働法制の動向について
4. シリーズ経営改善策～公的な支援策

1. 今月の税務～夏商戦の注意点

8月も半ばを過ぎると、夏物商戦は終盤を迎えます。見込み違い等により売れ残り品が出た場合は、期末に評価損を計上することに備えて、商品別に数量と金額をリストアップし、評価損計上の証拠資料の整備などを行ないましょう

また、8月は各地で夏祭りや納涼イベントなどが催されます。夏祭り等で、会社が提供する社名入りのうちわやタオル、手拭いなどは、原則として広告宣伝費となりますが、現金の寄附や人員の派遣などで生じる費用は、事業との関連性によって、寄附金と交際費を区分するなど、税務処理には注意が必要です。

2. 平成26年度税制改正の追加説明

雇用対策税制は大きく、所得拡大促進税制と雇用促進税制の二つが時限措置としてあります。

所得拡大促進税制は、従業員への給与等支給額が基準年度と比較しての増加割合が従来の5%から2%へと緩和され、適用できる会社が増えそうです。

そして、雇用促進税制とは、事業年度中に、従業員を2人以上かつ10%以上を増加させた場合に、1人あたり40万円（法人税額の20%を限度）を法人税額から控除する制度です。これが2年間延長され平成28年3月31日までの間に開始する事業年度について適用があります。

所得拡大促進税制との併用はできませんので、どちらか有利な方を選択することになりますが、雇用促進税制は事業年度開始2ヶ月以内に、雇用促進計画をハローワークに提出するなど一定の要件を満たす必要があります。

そのため、仮に雇用促進税制の届出がされていない場合は所得拡大促進税制を適用するしかないわけです。

私見ですが、前年度に給与を大幅に支給した会社は前年度支給平均額を上回るのが困難であれば、雇用促進税制をお勧めします。

3. 労働法制の動向について

政府は平成26年の最低賃金を全国平均で780円と前年比16円引き上げる方針を決定しました。

この最低賃金は地域によって異なっており、兵庫県はB地域として前年度の761円から15円引き上げられ、776円になります。

歩合給の割合が多い給与体系では、基本給を決定する際に決して最低賃金を下回らないよう、配慮が必要です。

また、有効求人倍率が全国平均で6月で1.1倍を超え、求人難の状況では賃金の引上げも検討する必要が出てきそうです。

4. シリーズ経営改善策～公的な支援策

中小企業が認定経営革新支援機関の協力を得ながら、経営改善に取り組む場合に信用保証協会が保証料を減免や一般保証枠とは別枠での保証など、経営の状態を改善する取組を強力にサポートする制度があります。

また、金融機関が経営改善のための新規融資に応じるのも広い支援策になります。

この場合、経営改善計画を提出しなければなりません。自ら経営改善計画を策定することが難しい場合は、認定経営革新等支援機関の支援を受けて作成すれば、費用は3分の2まで補助されます。

申請期限は平成27年3月31日までとなっていますので、皆様のお知り合いの会社が経営改善に取り組まれる場合は、認定支援機関である坂田公認会計士事務所にお声かけ下さい。

記帳指導、決算・税金対策から人事労務対策までワンストップで対応します。

私共は最も頼りになるパートナーを目指しております。共に成長しましょう。

認定経営革新等支援機関 **坂田公認会計士事務所**

〒651-0084 神戸市中央区磯辺通4-1-8 ITCビル 408号室

代表 公認会計士・税理士・社会保険労務士 坂田正一郎

TEL 078-862-1229 FAX 078-862-1282

E-Mail sakatacpa@leto.eonet.ne.jp HP <http://www.sakata-office.biz/>